

2007年3月22日 RIETI シンポジウム



FTA/EPAにおける日本の 農産物貿易自由化問題

日本大学生物資源科学部

大賀 圭治

急増するFTA/EPAと日本の対応

- ➡ 1990年代以降GATT・WTOの限界が露呈し、世界的にFTAが急増
- ➡ 2001年まで日本は自由貿易協定に最も消極的：WTOへの過大な期待（限界について過小評価）
- ➡ 2002年1月始めて都市国家シンガポールとEPA（農産物貿易問題は事実上回避したテストケース）
- ➡ 2003年以降メキシコ、マレーシア、フィリピン、タイ、チリ、インドネシア、ブルネイと合意、ASEAN全体、韓国、GCC、ベトナム、インドと交渉中、豪州と交渉予定、スイスと共同研究



WTOと普遍主義の限界

- ➡ GATTウルグアイ交渉の意義
- ➡ WTO交渉の難航
- ➡ WTOにおける普遍主義の限界
 - 先進国の工業品関税はすでに低位
 - 関税以外の貿易規則、サービス、投資協定、競争政策など普遍主義で解決困難な問題の登場と重要性の増大
 - 先進国中心の交渉
 - 開発途上国問題に無力ー開発途上地域の特別扱いの限界
- ➡ 参加者の同質性を前提とする普遍主義が締約国の異質性による限界に直面



農林漁業にとってのFTA/EPA

- ➡ 関税、非関税措置の相互撤廃の国内の農林水産業にとってのメリットは
- ➡ 自由貿易参加両国の全般的な経済福祉の向上と友好関係の発展と言う抽象的な説明
- ➡ Loserに対するWinnerによる補償は事実上ない
- ➡ 日本の農林水産業は比較劣位産業であり、自由貿易の下では土地依存度の低い部門を除き長期的な衰退傾向を促進
- ➡ 自由貿易協定について農林水産業関係者の賛同を得ることは極めて困難
- ➡ 現実的には農林水産物のうちSensitiveな品目をどれだけEPA/FTAの例外にできるかが問題



FTA/EPAにおける例外品目

- ➡ FTA/EPAにおいて農林水産物の一部を例外に出来るか
- ➡ WTO規定の「実質上の全ての貿易」についての自由化の範囲(第24条8項)の問題:「実質上全ての貿易」の基準はあいまいで国際的合意はない
- ➡ 多くのEPA/FTAで農林水産物の多くの品目を除外又は再協議することが一般的、除外品目がないのはむしろ例外的
 - NAFTAにおけるアメリカーカナダ、カナダーメキシコ
 - メキシコーEU
 - アメリカー豪州
- ➡ 二国間交渉で相互に了解すれば特定品目を貿易自由化の例外扱いにできることがEPA/FTAのメリット



日本の農産物の国境保護

- 👉 日本の農産物の保護：特定品目に集中：
米、麦、酪農品、牛肉、豚肉、砂糖など
- 👉 数量制限 (IQ)品目をURで関税割当 (TRQ)に転換
- 👉 関税率(相当)
 - 米 490%、小麦 210%、大麦 190%
 - バター 330%、脱脂粉乳 200%、生糸 190%
 - 牛肉 38.5%、果実 6~20%、野菜 3%、
- 👉 高関税品目の関税率の大幅引き下げの下では米、麦、酪農品等の国内生産の維持は困難
- 👉 FTA /EPA交渉ではどの品目を例外にできるかが焦点



FTA/EPAに対する 農林水産省の対応の変化

- ➡ 2002年2月の日本/シンガポール協定までの消極的対応
- ➡ 2002年2月～2004年9月日本/メキシコ協定署名までの過渡期
- ➡ 2004年6月「FTA/EPA交渉における農林水産物の取り扱いについての基本方針」における方向転換と対応方針の明確化
- ➡ 2004年11月「農林水産分野におけるアジア諸国とのEPA推進について～みどりのアジアEPA推進戦略～」において積極的対応姿勢を明示
- ➡ 2004年後半以降
 - 2004年11月フィリピンとのEPA、大筋合意 2005年12月マレーシアとのEPA署名、2005年 9月タイとのEPA大筋合意、2006年 9月地理とのEPA大筋合意、2006年11月インドネシアとのEPA大筋合意、2006年12月ブルネイとのEPA大筋合意



農林水産省のEPA対応の基本方針

➡ 2004年6月「FTA/EPA交渉における農林水産物の取り扱いについての基本方針」

➡ 総論：

- 2003年1月の閣議決定で「WTOの多角的貿易体制の維持強化を補完するものとしてのEPA/FTAを積極的に推進することとされている。」
- 「交渉に当たっては、国民の食の安全／安心の確保、農林水産業の多面的機能への配慮、我が国の食料安全保障の確保や我が国の農林水産業における構造改革の努力に悪影響を与えないように十分留意することとし、個別品目の事情に応じ、関税撤廃について例外品目（除外品目または再協議品目）および経過期間を設定するという形で、以下により柔軟性の確保を図る」

農林水産省の基本方針(各論)

- 交渉相手国の関心に出来る限りの対応をする
- 関税割当品目、輸入割当品目、関税による保護効果が高い品目といった関税撤廃が困難なものについて例外品目とする
- 関税撤廃する品目については必要に応じて経過期間を設定
- 日本の農林水産物の輸出拡大の可能性のある品目については相手国に関税撤廃を要求
- 二国間セーフガード、適切な原産地規則
- 関税交渉と国際協力の適切なバランスとブーメラン効果に注意
- 食品衛生・動植物検疫措置についても注意



各国とのEPA/FTAにおける 農林水産物の扱いの特徴

- ➡ 例外(除外または再協議): 米麦、米麦調整品、乳製品、精製糖、粗糖、でんぷん、チョコレート、合板、水産IQ品目、(牛肉、豚肉、オレンジ、パイナップル、さけ、あわび)
- ➡ 関税割当(TRQ): 豚肉、牛肉、オレンジ、オレンジジュース、バナナ、パイナップル、トマトピューレ・ペースト、でん粉誘導体、糖蜜、ソルビトール、蜂蜜
- ➡ 関税引き下げ: 鶏肉、トマトソース、米油・大豆油、いわし、イカ等
- ➡ Special SG および SPS規定



ご清聴ありがとうございます

